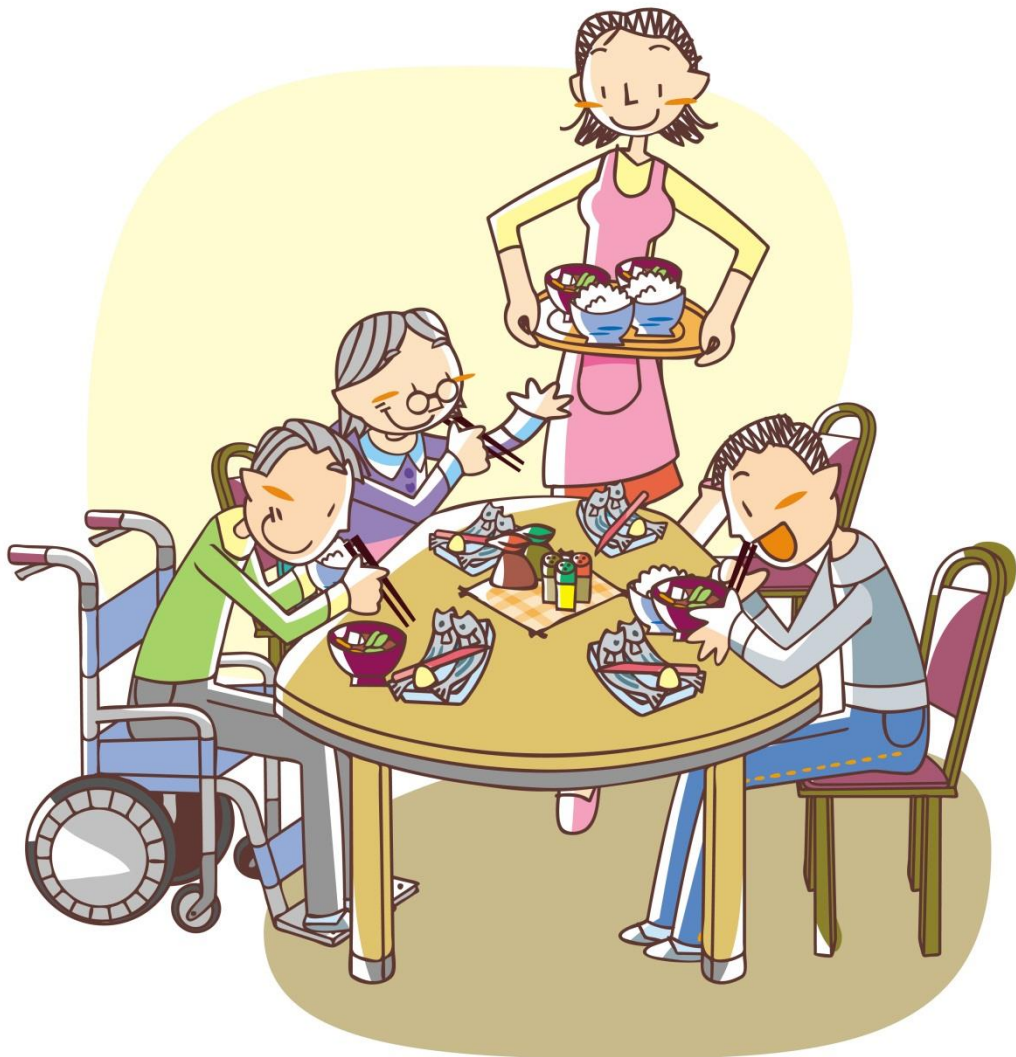


第 8 期

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

～ふれあいとやすらぎのある
社会をめざして～



北海道 佐呂間町

目 次

第1章 基本的事項

- 1-1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 計画作成の体制と経緯・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-4 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と将来推計

- 2-1 高齢者の現状と将来推計・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 要介護等認定者の現状と将来推計・・・・・・ 13

第3章 福祉介護サービスの現状

- 3-1 高齢者福祉サービス・・・・・・・・・・・・ 15
- 3-2 介護保険サービスの利用状況・・・・・・・・・・ 16
- 3-3 地域支援事業の状況・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 高齢者保健福祉計画

- 4-1 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 23
- 4-2 地域包括ケアシステムの深化・推進・・・・ 23
- 4-3 地域生活支援体制・・・・・・・・・・・・ 25
- 4-4 認知症高齢者等への抜本的な支援対策・・・・ 27
- 4-5 高齢者の積極的な社会参加・・・・・・・・・・ 28
- 4-6 高齢者の権利擁護・・・・・・・・・・・・ 28
- 4-7 高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・ 29
- 4-8 災害・感染症に係る体制整備・・・・・・・・・・ 30

第5章 介護保険事業計画

- 5-1 介護保険サービス計画・・・・・・・・・・・・ 31
- 5-2 地域支援事業・・・・・・・・・・・・ 39

第6章 介護保険費用の算定

- 6-1 介護保険費用の推計・・・・・・・・・・・・ 48
- 6-2 第1号保険料の算定・・・・・・・・・・・・ 50
- 6-3 介護保険の費用負担内訳・・・・・・・・・・・・ 54

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

本町の人口は毎年減少を続けていますが、高齢者人口は増加しており、高齢化率は平成18年に30%を平成29年には35%超え、令和元年には38.4%となっています。

高齢者人口の増加により、介護保険制度がスタートした平成12年には4人に1人だった高齢者が、現状では2.5人に1人が高齢者となり、さらに今後も高齢化率の上昇が予想されます。

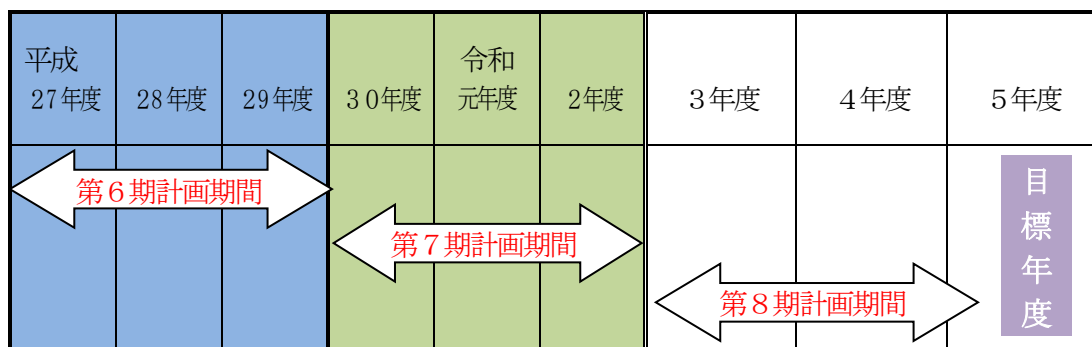
また、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築や、要介護認定者をつくらないための介護予防事業の充実が緊急的な課題となってきました。

本計画はこのような流れを受けて、本町の実情に応じた高齢者保健福祉の基本的な考え方や、介護保険事業のサービス提供体制及び費用負担等について計画的に推進し、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることを目的として策定した、過去の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の延長上に第8期計画を位置づけ、令和5年度の目標達成に向けて計画を策定するものです。

1-2 計画期間

1. 計画の期間

第8期佐呂間町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は令和3年度～令和5年度までの3年間を計画期間として策定しています。



平成12年度～14年度：第1期計画期間
平成18年度～20年度：第3期計画期間
平成24年度～26年度：第5期計画期間

平成15年度～17年度：第2期計画期間
平成21年度～23年度：第4期計画期間

1－3 計画作成の体制と経緯

1. 計画作成の体制

この計画は老人福祉法（高齢者保健福祉計画）及び介護保険法（介護保険事業計画）に基づき、策定にあたっては保健福祉課内の社会福祉係、保健推進係、介護保険係、介護支援係が中心となり、各係が連携して策定に取り組みました。

2. 住民意見の反映

計画策定にあたっては、介護保険運営協議会（保健医療、福祉関係者、介護保険事業者、介護保険被保険者及び一般公募により組織）から意見を聴いて、住民の意見要望を取り入れました。

1－4 計画の基本目標

要介護状態への進行を予防するための高齢者の健康増進、介護予防にむけた高齢者の実態調査を実施し、その結果から介護予防の重要性を認識し、介護予防の重点が『脳卒中』『認知症』『下肢筋力低下』の予防であることが明らかになりました。

このため、食生活を含めた生活習慣の改善や、継続した運動による筋力アップにあわせて積極的に社会参加する高齢者像を目標として、第6期計画及び第7期計画を推進してきました。

第8期計画は、第7期計画に掲げた基本テーマを引き継ぎながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、地域とのつながりをさらに強化するため「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者の心身の状況、置かれている環境などの改善を計画目標に定め、目標達成に向け中長期的に継続して取り組み、明るく活力に満ちた高齢化社会を確立するため、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できる地域社会の実現を目指します。

絆を深め、やさしい福祉の
まちづくりをめざします

第2章 現状と将来推計

2-1 高齢者の現状と将来推計

1. 人口の推移

本町の総人口は、令和2年9月末日現在5,015人、65歳以上の人口は1,952人で、総人口及び65歳以上の人口はともに年々減少しています。

後期高齢者人口も減少しつつありますが、前期高齢者人口が横ばいの状況にあるため高齢化率は年々増加の傾向にあります。

第1表【高齢者人口の推移】

(単位：人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R元	R2
総人口 A	5,547	5,387	5,291	5,237	5,150	5,015
40歳～64歳 B	1,761	1,695	1,622	1,604	1,563	1,530
65歳～69歳 C	511	531	531	497	459	421
70歳～74歳 D	385	366	372	403	433	467
前期高齢者計 E (C+D)	896	897	903	900	892	888
前期高齢者比率 E/A (%)	16.2	16.7	17.1	17.2	17.3	17.7
75歳～79歳 F	376	373	352	340	338	322
80歳～84歳 G	370	373	370	369	329	318
85歳以上 H	389	397	409	398	417	424
後期高齢者計 I (F+G+H)	1,135	1,143	1,131	1,107	1,084	1,064
後期高齢者比率 I/A (%)	20.5	21.2	21.4	21.1	21.0	21.2
65歳以上人口計 J (E+I)	2,031	2,040	2,034	2,007	1,976	1,952
高齢者比率 J/A (%)	36.6	37.9	38.4	38.3	38.4	38.9

各年9月末日住民基本台帳数値 (外国人含む)

2. 将来人口の推計

将来人口の推計は第7期計画と同様に、人口統計に多く用いられるコーホート要因法という推計方法を用いて計算しました。

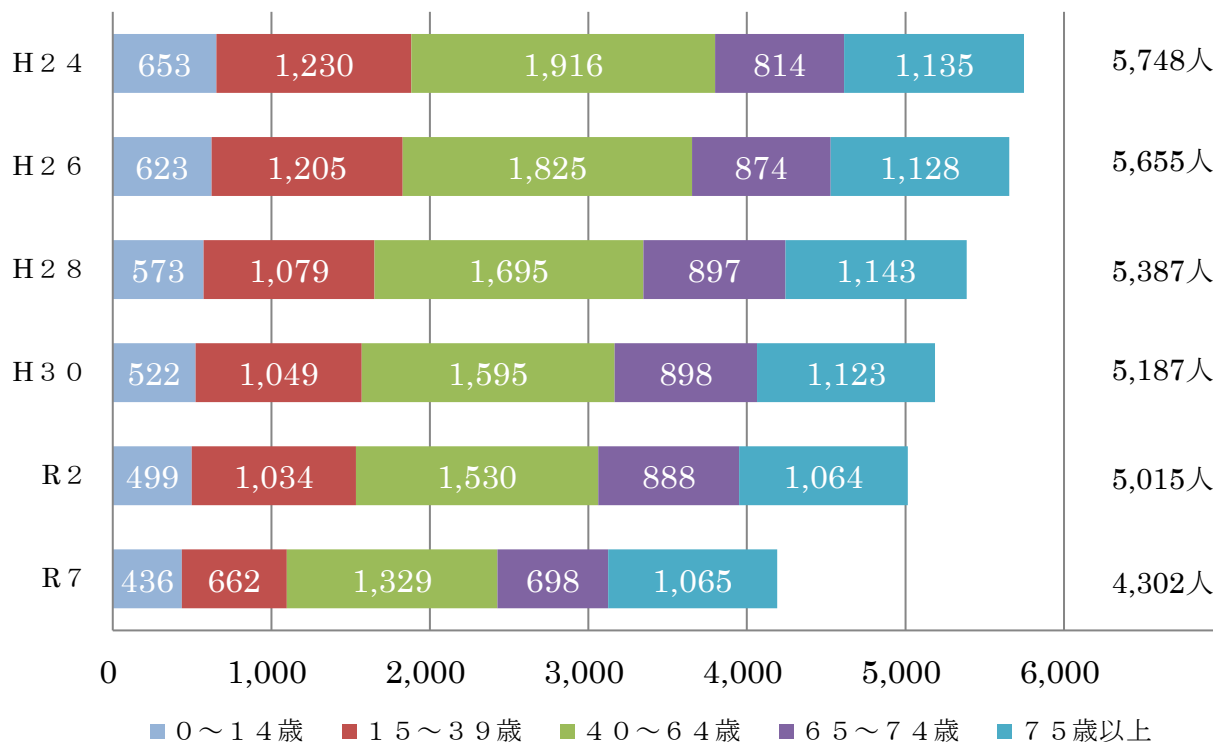
具体的には、平成27年度から令和2年度の6年間における各年齢区分の増減中、最大最小の値を除いた3年間の平均値に、北海道保健統計年報の生存率を補正して計算しました。

第2表【高齢者人口の将来推計】

(単位：人)

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
総 人 口 A	5,015	4,965	4,866	4,720	4,531	4,302
40歳～64歳 B	1,530	1,499	1,469	1,425	1,383	1,329
65歳～69歳 C	421	404	384	361	336	303
70歳～74歳 D	467	462	453	439	422	395
前期高齢者計 E (C+D)	888	866	837	800	758	698
前期高齢者比率 E/A(%)	17.7	17.5	17.2	17.0	16.7	16.2
75歳～79歳 F	322	341	365	388	410	436
80歳～84歳 G	318	315	312	307	302	296
85歳以上 H	424	428	433	437	443	445
後期高齢者計 I (F+G+H)	1,064	1,084	1,110	1,132	1,155	1,177
後期高齢者比率 I/A(%)	21.2	21.8	22.8	24.0	25.5	27.4
65歳以上人口計 J (E+I)	1,952	1,951	1,947	1,933	1,912	1,875
高齢者比率 J/A(%)	38.9	39.3	40.0	40.9	42.2	43.6

年齢階層別人口の推移



3. 高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者世帯の状況は次の表のとおりです。総世帯数2,304世帯に対し、65歳以上の親族のいる世帯数は1,230世帯と53.4%で年次毎に増加しており、近年では夫婦のみの世帯、単身世帯が増加しています。

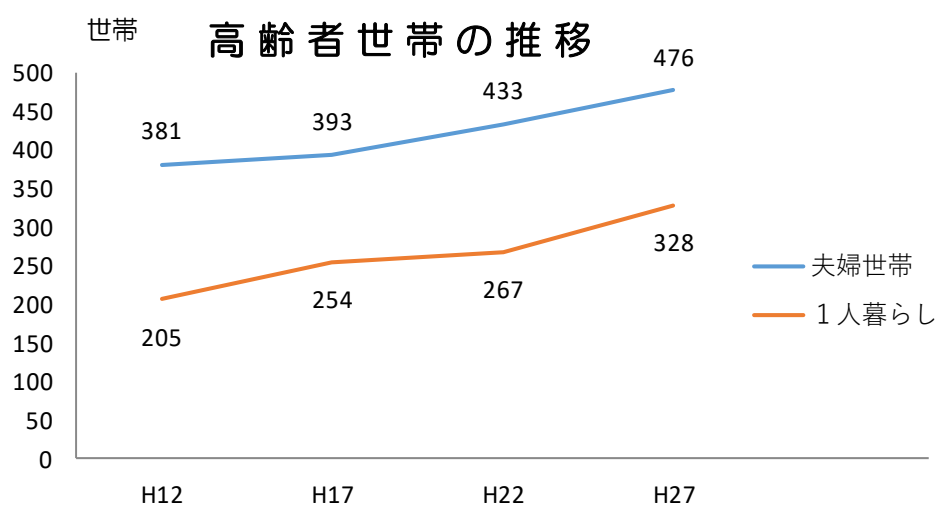
第3表【世帯の状況】

(単位：世帯)

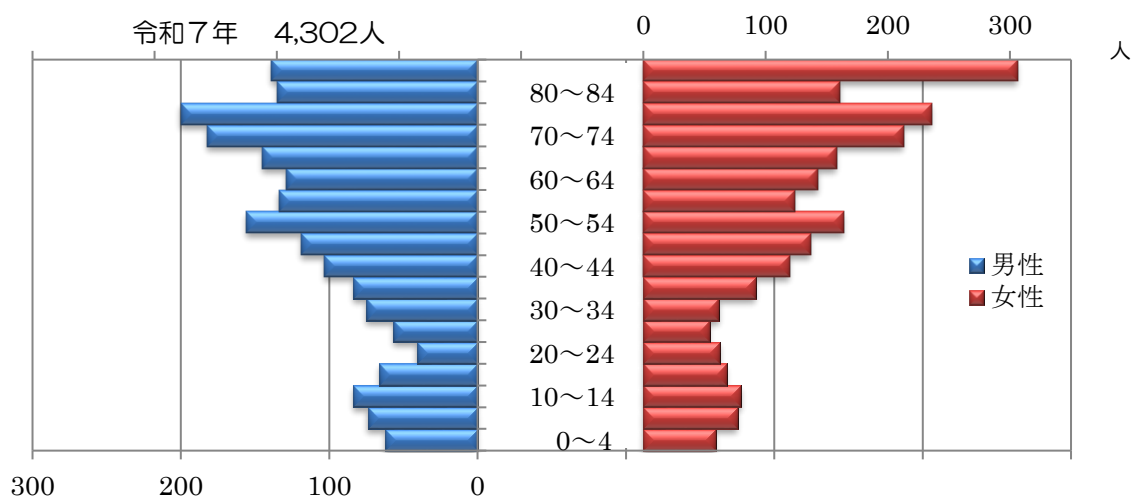
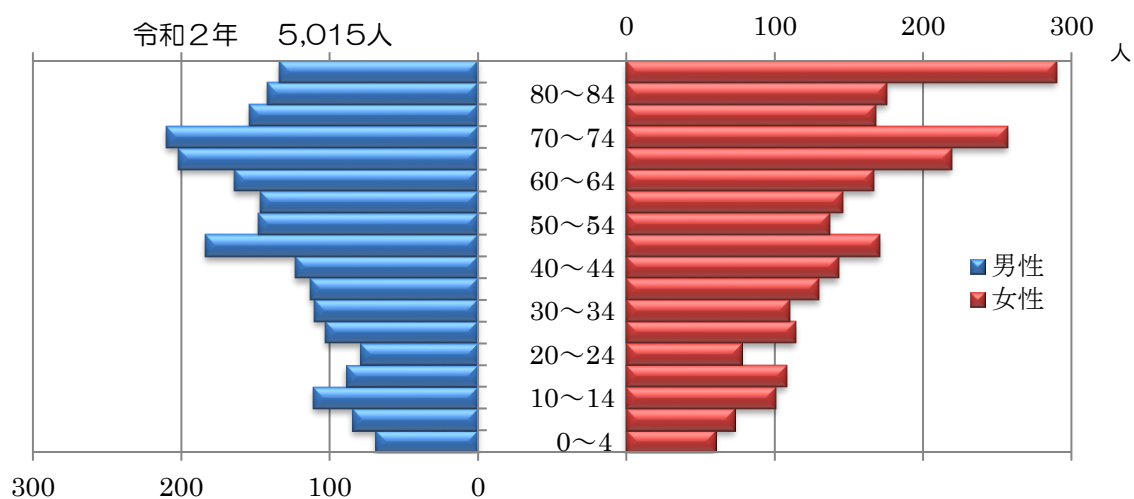
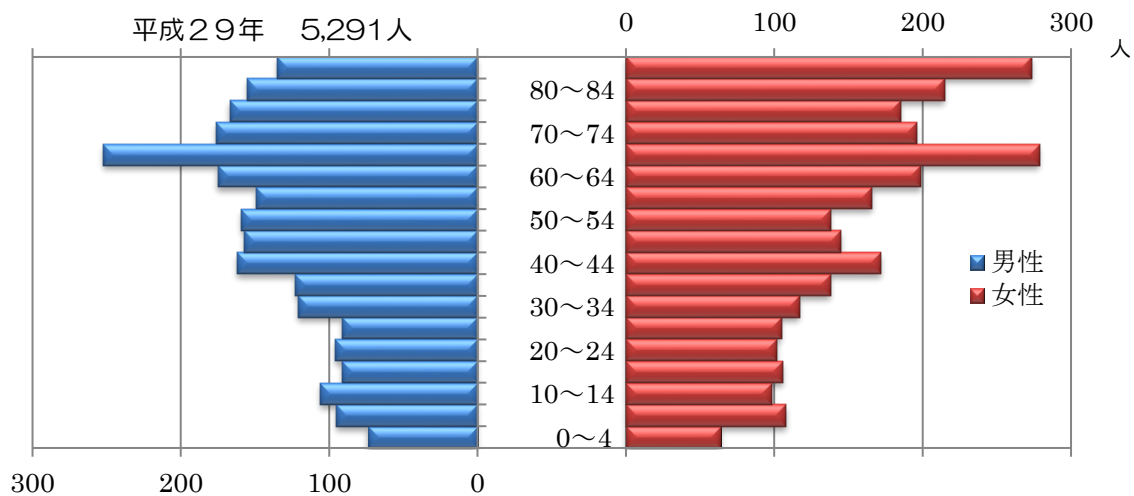
区 分	H12	H17	H22	H27
総世帯数 A	2,445	2,518	2,407	2,304
65歳以上の親族のいる世帯数 B	1,151	1,182	1,189	1,230
総世帯数に占める割合 B/A(%)	47.0	46.9	49.4	53.4
夫婦のみ世帯数 C	381	393	433	476
総世帯に占める割合 C/A(%)	15.6	15.6	18.0	20.7
65歳以上に占める割合C/B(%)	33.1	33.2	36.4	38.7
単身世帯数 D	205	254	267	328
総世帯に占める割合 D/A(%)	8.4	10.1	11.1	14.2
65歳以上に占める割合D/B(%)	17.8	21.5	22.5	26.7
その他 E	565	535	489	426
総世帯に占める割合 E/A(%)	23.1	21.2	20.3	18.5
65歳以上に占める割合E/B(%)	49.1	45.3	41.1	34.6

(国勢調査より)

※令和2年度国勢調査の確定数値が出ていないため、平成27年度までの数値を載せています。



佐呂間町人口ピラミッドの変遷

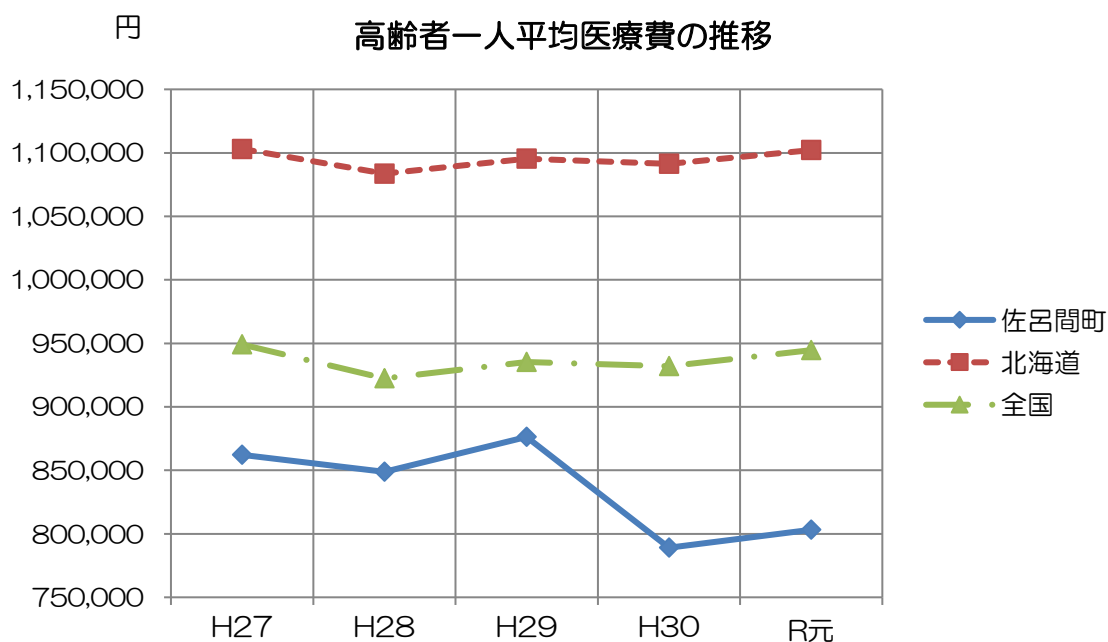


4. 高齢者医療費の状況

(1) 高齢者一人平均医療費

本町の高齢者一人平均医療費は、平成17年度では北海道平均を12.2%下回っているものの全国平均を7.1%上回っていましたが、平成20年度より全国平均からも下回ることとなり、平成27年度では北海道平均を約21.8%、全国平均を9.1%下回り、北海道平均及び全国平均よりも低い医療費となっています。

高齢者医療費の年度別推移をみると、全国、北海道ともに平成27年度をピークに減少から横ばいの傾向にあると言えます。本町では平成27年度から平成29年度は横ばいでしたが平成30年度は前年度比約10%の減となりました。



北海道後期高齢者広域連合「北海道の後期高齢者医療」より

(2) 令和元年度老人医療費の状況

[入院]

受診率は全国平均をやや上回っていますが、北海道平均に対しては下回っています。

1件当たりの診療費は北海道、全国平均を下回っています。

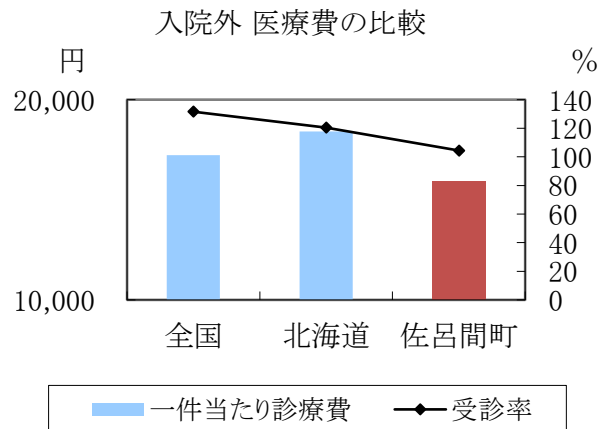
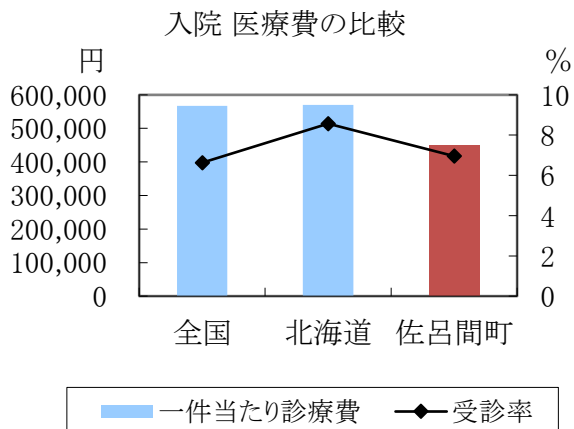
[入院外・歯科]

受診率は、入院外・歯科共に全国、北海道平均を大きく下回っています。1件当たりの診療費は入院外では北海道、全国平均を下回っていますが、歯科では逆に上回っています。歯科の1件当たりの診療費は高い傾向にあります。

第4表 【令和元年度診療区分別老人医療費の状況】

区 分		月平均受診率 %	1件当たりの日数 (日/件) 日	1件当たりの診療費 (円/件) 円	
医 科	入 院	佐呂間町	6.95	17.25	448,085
		北海道	8.57	18.98	569,748
		全国	6.63	17.50	567,547
	入 院 外	佐呂間町	104.43	1.43	15,918
		北海道	120.34	1.60	18,405
		全国	131.57	1.74	17,226
歯 科	佐呂間町	9.75	2.02	19,891	
	北海道	16.61	2.02	16,708	
	全国	21.32	1.88	14,060	

令和元年度国保中央会・後期広域連合医療費速報より



5. 高齢者の就業状況

佐呂間町における高齢者の就業状況は次の表のとおりで、平成22年までは減少していますが平成27年にかけて上昇に転じています。

第5表【高齢者の就業状況】

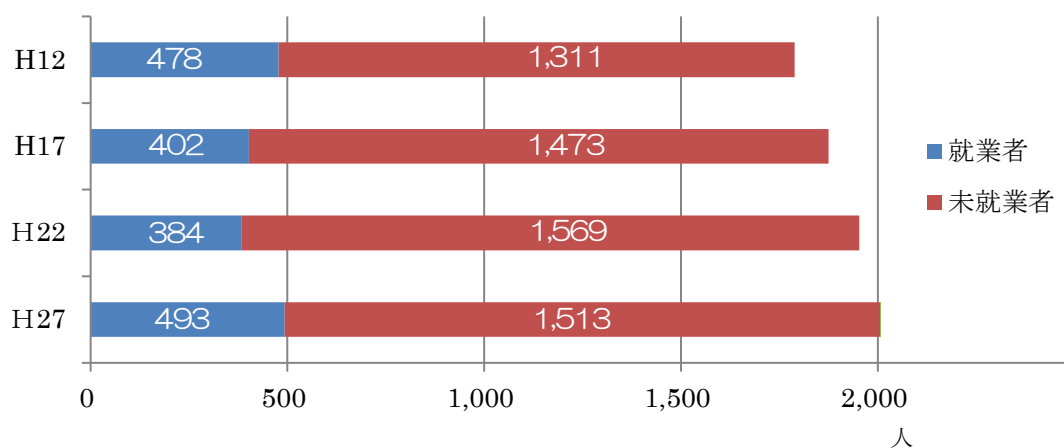
(単位：人)

区 分		就 業 者		未 就 業 者	
		人 数	割 合 (%)	人 数	割 合 (%)
H12	男	273	34.5	519	65.5
	女	205	20.6	792	79.4
	合 計	478	26.7	1,311	73.3
H17	男	226	28.2	575	71.8
	女	176	16.4	898	83.6
	合 計	402	21.4	1,473	78.6
H22	男	222	26.5	616	73.5
	女	162	14.5	953	85.5
	合 計	384	19.7	1,569	80.3
H27	男	259	30.0	604	70.0
	女	234	20.5	909	79.5
	合 計	493	24.6	1,513	75.4

(国勢調査より)

※令和2年度国勢調査の確定数値が出ていないため、平成27年度までの数値を載せています。

高齢者の就業状況



6. 高齢者の社会参加状況

(1) 高齢者の学習活動

長年培ってきた高齢者の知識や技能をより高め、積極的な社会参加と社会貢献を目的とした寿大学は、昭和48年に開校となり、令和2年度で48年間運営されています。

高齢者は、それまでの仕事中心の生活から時間のゆとりができ、自分らしく生きるための自由な選択が可能な世代といえますが、高齢者人口は増加しつつも寿大学参加者数は近年減少の傾向にあり、学習手段が多様化している現状があります。

第6表【佐呂間町寿大学の状況】

年 度	開講回数	延べ出席者	学 習 内 容
18年度	21回	3,064人	芸術鑑賞・薬の飲み方・カラオケ健康療法・子育て支援～他
19年度	21回	2,972人	災害を考える・医療介護制度・救急法・高齢者の生き方～他
20年度	21回	2,786人	交通安全・食と健康・芸術鑑賞・流氷と環境～他
21年度	21回	2,878人	高齢者の健康・環境・高齢者福祉・新聞の話～他
22年度	21回	2,794人	詩の世界・野菜作り・交通安全・災害に備えて～他
23年度	21回	2,952人	食と環境・森の大切さ・マジックショー・日本の財政～他
24年度	20回	2,677人	文章教室・40周年記念講演・笑いヨガ・命の行方～他
25年度	20回	2,474人	映画鑑賞・北海道の文学・学校給食・佐呂間の農業～他
26年度	21回	2,569人	家庭菜園・ねむりと健康・ひとり芝居・ピアノの魅力・学園祭～他
27年度	20回	2,353人	戦後70年を生きて・アンデスの音楽・ぴかりのアート活動～他
28年度	20回	2,348人	高校生と学ぶ・健康まつり・冬の防災・学生講義～他
29年度	21回	2,174人	安全な暮らし・高校生と学ぶ・音楽鑑賞・高齢者の生き方～他
30年度	21回	1,930人	佐呂間町の農業・認知症と食生活・科学の不思議・健康体操～他
元年度	20回	1,722人	北海道家庭学校・落語鑑賞・骨粗しょう症予防・佐呂間町教育～他

佐呂間町寿大学文集「ときわ木」調べ

(2) 老人クラブの活動状況

町内には17の単位老人クラブが組織され、会員の相互交流やスポーツ交流、ボランティア活動、地域イベントへの参加など各事業が積極的に展開され、高齢者の自立と生きがい活動、ボランティア活動等地域社会の構成員として大きな役割を担っています。

老人クラブ加入者は、高齢者人口の減少、趣味の多様化を反映して年々減少しており、60歳以上人口に占める加入割合は、平成27年度の29.9%から、令和2年度には25.5%に減少しています。

第7表【老人クラブ会員の推移】

(単位：人)

老人クラブ名	H27	H28	H29	H30	R元	R2
共立老人クラブ	65	67	66	59	54	52
大成・栄老人クラブ	75	75	74	75	72	66
啓生老人クラブ	31	30	31	29	28	27
栃木老人クラブ	22	20	19	20	20	16
わかさ老人クラブ	98	93	92	92	91	90
武士老人クラブ	22	17	19	16	16	18
朝富老人クラブ	21	19	24	29	28	27
知来老人クラブ	37	36	36	32	29	26
仁倉秋桜クラブ	33	33	33	37	35	32
浜佐呂間はまなすクラブ	64	65	59	59	48	51
幌岩老人クラブ	14	13	10	17	16	14
富富士老人クラブ	13	11	10	10	8	7
若里老人クラブ	41	40	38	37	36	33
北老人クラブ	29	26	19	19	15	15
佐呂間悠友クラブ	83	81	80	76	64	55
西中央長寿会	43	43	41	42	39	36
西富老人クラブ	49	46	41	37	30	22
合計	740	715	692	686	629	587
60歳以上人口	2,476	2,466	2,424	2,406	2,347	2,306
加入割合 (%)	29.9	29.0	28.5	28.5	26.8	25.5

社会福祉協議会調べ

60歳以上人口は4月末住民基本台帳人口

(3) 高齢者のボランティア活動

高齢者によるボランティア団体の活動や、地域ボランティアに高齢者が積極的に参加し、地域が互いに支え合う機能として、福祉活動や社会貢献活動への取り組みが続けられています。

第8表【高齢者が所属するボランティア団体】

団体の名称	活動内容
ボランティアサークル睦会	紙パックリサイクル活動
ボランティア交友会	虚弱高齢者・重度身体障がい者在宅支援
くるみ会（母子会）	墓地花壇の清掃、特養愛の園奉仕活動
佐呂間町日赤奉仕団	ウエス収集・友愛セール、赤い羽根戸別訪問奉仕、特別養護老人ホーム訪問、たまご教室託児お手伝い、一人暮らしの集い食事会奉仕
サンガーデンさろま ボランティア	施設利用者との交流、夏祭り開催への協力
ほほえみの会	高齢者給食宅配サービス、安否確認
佐呂間町朗読の会	視力障がい者のため、広報さろま・議会だより・夢通信の朗読CD作成
若佐ふれあい会	地域の高齢者や障がい者と食事やゲーム等の交流を通して地域の融和を図る
佐呂間町老人クラブ連合会	ふれあい広場、かまくら雪まつり事業協力
あやめ会ボランティア	あやめ会の活動支援ボランティアとして、会員、家族の方々との親睦と交流行事の手伝い

社会福祉協議会調べ

2-2 要介護等認定者の現状と将来推計

1. 要介護等認定者の推移

65歳以上の第1号被保険者は、第7期から第8期にかけては減少で推移していますが、高齢化率が上がっていることもあり、要介護等認定者数は第7期と比較すると横ばいとなっています。

第9表【要介護等認定者の推移】

(単位:人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R元	R2
要 支 援 1	84	66	70	73	75	73
要 支 援 2	37	38	37	28	33	44
要 介 護 1	94	89	85	90	87	77
要 介 護 2	51	44	56	55	57	61
要 介 護 3	32	44	47	40	43	36
要 介 護 4	48	38	38	44	49	50
要 介 護 5	53	54	45	36	34	37
合 計 A	399	373	378	366	378	378
1号被保険者数 B	2,039	2,040	2,038	2,019	1,991	1,974
認定比率 (A/B)	19.6%	18.3%	18.5%	18.1%	19.0%	19.1%

※各年度10月末数値 (1号被保険者には住所地特例被保険者を含む)

2. 要介護等認定者の推計

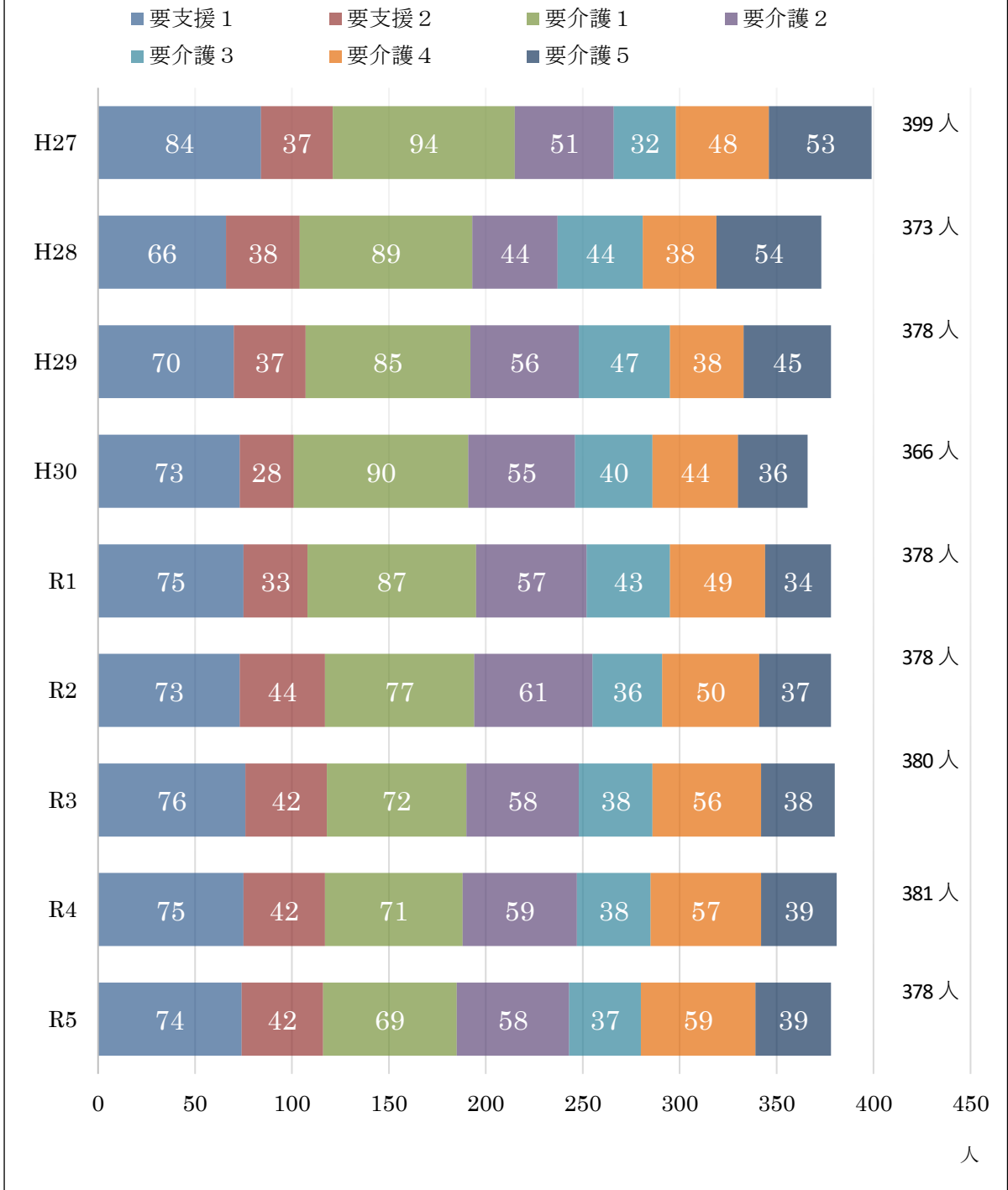
第10表【要介護等認定者の見込】

(単位:人)

区 分	第7期計画			第8期計画			
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
要 介 護 認 定 者 数	要 支 援 1	67	65	59	76	75	74
	要 支 援 2	44	44	40	42	42	42
	要 介 護 1	70	65	58	72	71	69
	要 介 護 2	53	55	57	58	59	58
	要 介 護 3	50	47	53	38	38	37
	要 介 護 4	46	47	50	56	57	59
	要 介 護 5	49	52	52	38	39	39
	合 計 A	379	375	369	380	381	378
1号被保険者数(注1) B	2,013	2,000	1,976	1,964	1,937	1,910	
認定比率 (A/B)	18.8%	18.8%	18.7%	19.3%	19.7%	19.8%	

(注1) 65歳以上人口+住所地特例被保険者

【要介護認定者数の推移】



第3章 福祉介護サービスの現状

3-1 高齢者福祉サービス

1. 生活支援等福祉事業

介護保険制度のサービス以外の老人福祉施策として、高齢者が介護を必要とする状態になり、さらに状態が悪化しないよう介護予防を推進するとともに、自立した生活を確保できるよう生活に必要な支援を行うため、次のとおり事業を行ってきました。

第11表【生活支援・介護予防事業の実績】

事業名	H27	H28	H29	H30	R元	R2	備考
軽度生活援助事業	6	4	3	2	2	2	実人数
生活管理指導員派遣事業 (ホームヘルプサービス)	3	1	0	0	0	0	〃
生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ)	0	0	0	0	0	0	〃
外出支援サービス事業 (移送車サービス)	16	14	16	11	20	18	〃
老人日常生活用具等給付事業	0	0	0	0	0	0	〃
高齢者等住宅設備改造助成事業	5	4	5	2	8	5	支給件数
緊急通報システム設置事業	64	65	65	58	60	58	設置戸数
福祉路線除雪事業	55	62	59	55	56	54	実施戸数
介護サービス低所得者対策助成事業	82	77	79	64	68	79	月平均
高齢者福祉輸送事業 (ふれあいタクシー)	1,278	1,221	1,234	1,007	1,023	965	延人数
介護輸送運賃助成事業	2	3	4	0	1	8	実人数

※R2は実績見込

2. 施設整備等

高齢者が、安心して自立した生活を送ることができ、地域で生きがいをもって暮らすことができるよう、各施設とも安全性や利便性を充実させる改修等を行い、高齢者福祉施設の整備を進めています。

第12表【現在の施設整備状況等】

施設名	施設数	説明
養護老人ホーム	0	町外の施設に3名が入所
軽費老人ホーム	1カ所	ケアハウス 50名定員
老人福祉センター	1カ所	昭和59年度整備
在宅介護支援センター	1カ所	ケアハウス併設
高齢者福祉住宅	2カ所	平成29年・30年整備 居室6室×2棟=12室
有料老人ホーム	3カ所	NPO法人2カ所、営利法人1カ所

3-2 介護保険サービスの利用状況

1. 居宅サービス（※R2年度はR3年1月末時点での実績見込）

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン作成）

第13表【年間作成件数 ※下段：月平均件数】

(単位：件)

区分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計画	984	1,140	1,080	1,224	1,224	1,224
		82	95	90	102	102	102
	実績	986	1,045	1,111	1,063	1,049	1,131
		82	87	93	89	87	94
介護予防サービス	計画	1,188	1,296	1,452	648	648	648
		99	108	121	54	54	54
	実績	868	673	552	256	210	219
		72	56	46	21	18	18

(2) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

第14表【年間利用人数】

(単位：人)

区分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計画	408	420	480	396	396	396
	実績	393	384	357	358	344	436

(3) 通所介護（デイサービス）

第15表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計 画	552	576	612	528	528	528
	実 績	631	680	673	703	659	693

※地域密着型通所介護含む。

(4) 訪問看護

第16表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計 画	60	72	72	216	216	216
	実 績	107	139	163	95	160	198
介護予防サービス	計 画	60	72	72	36	36	36
	実 績	22	20	48	67	69	61

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

第17表【年間利用人数 ※下段：月平均人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計 画	432	432	432	432	432	432
		36	36	36	36	36	36
	実 績	403	389	394	395	372	316
		34	32	33	33	31	26
介護予防サービス	計 画	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	12	7	12	2
		0	0	1	1	1	0

(6) 短期入所生活介護（ショートステイ）

第18表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計 画	104	111	118	139	139	139
	実 績	141	138	190	140	111	98
介護予防サービス	計 画	0	0	0	5	5	5
	実 績	11	5	1	3	4	12

(7) 福祉用具貸与

第19表【年間貸与件数】

(単位：件)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	530	587	622	628	629	620
介護予防サービス	実績	275	237	256	200	158	179

(8) 居宅介護福祉用具購入費

第20表【年間購入件数】

(単位：件)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	10	21	18	15	22	28
介護予防サービス	実績	8	9	17	10	10	13

(9) 居宅介護住宅改修費

第21表【年間改修件数】

(単位：件)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	14	16	8	12	11	19
介護予防サービス	実績	12	11	14	7	14	8

(10) 居宅療養管理指導

第22表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	55	61	82	70	86	97
介護予防サービス	実績	3	0	0	0	0	1

(11) 訪問リハビリテーション

第23表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	4	12	24	4	4	11
介護予防サービス	実績	0	0	0	0	0	0

※住所地利例(注1)等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(12) 通所リハビリテーション

第24表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	12	10	12	12	12	10
介護予防サービス	実績	0	0	0	0	0	0

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(13) 小規模多機能型居宅介護

第25表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	0	20	12	12	12	12
介護予防サービス	実績	0	0	0	0	0	0

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第26表【年間利用人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	実績	0	0	0	9	24	23
介護予防サービス	実績	0	0	0	0	0	0

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(注1) 住所地特例・・・被保険者が住所地以外の介護保険施設等に入所した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる措置。

(15) 特定施設入居者生活介護

第27表【月利用人数 ※下段：月平均人数】

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
介護サービス	計 画	336	348	360	336	336	336
		28	29	30	28	28	28
	実 績	242	266	279	279	314	329
		20	22	23	23	26	27
介護予防サービス	計 画	0	0	0	24	24	24
		0	0	0	2	2	2
	実 績	82	85	83	85	88	81
		7	7	7	7	7	7

2. 施設サービス (※R2年度はR3年1月末時点での実績見込)

第28表【年間利用人数 ※下段：月平均人数】

(単位：人)

(1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)						
区 分	H27	H28	H29	H30	R元	R2
計 画	768	768	768	732	732	732
	64	64	64	61	61	61
実 績	742	735	649	700	718	707
	62	61	54	58	60	59
(2) 介護老人保健施設						
区 分	H27	H28	H29	H30	R元	R2
計 画	84	84	84	120	120	120
	7	7	7	10	10	10
実 績	98	98	106	100	97	86
	8	8	9	8	8	7
(3) 介護療養型医療施設・介護医療院						
区 分	H27	H28	H29	H30	R元	R2
計 画	24	24	24	0	0	0
	2	2	2	0	0	0
実 績	1	0	0	0	0	9
	0	0	0	0	0	1

3-3 地域支援事業の状況

1. 介護予防・生活支援サービス（※R2年度はR3年1月末時点での実績見込）

(1) 訪問型サービス

第29表【年間利用人数】 (単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
訪問型サービス	計 画	312	312	300	228	228	228
	実 績	225	186	212	227	226	268

※H27～H29までは従前の介護予防訪問介護含む。

(2) 通所型サービス

第30表【年間利用人数】 (単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
通所型サービス	計 画	636	648	648	504	504	504
	実 績	600	507	433	366	420	443

※H27～H29までは従前の介護予防通所介護含む。

(3) 介護予防ケアマネジメント

第31表【ケアプラン年間作成件数 ※下段：月平均件数】 (単位：件)

区 分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
ケアマネジメント サービス	計 画	—	—	—	35	35	35
		—	—	—	3	3	3
	実 績	—	—	—	96	107	95
			—	—	8	9	8

2. 介護予防把握事業

第32表【アンケート人数】 (単位：人)

区 分		H29	H30	R元
介護予防把握対象者数		12	33	90
生活機能 低下内訳 (重複あり)	運動器の機能向上	11	15	15
	栄養改善	0	0	0
	口腔機能の向上	4	16	14

※「介護予防のための日常生活基本調査」として、令和元年度より第1号被保険者（65歳）に郵送による調査を実施。

3. 介護予防普及啓発事業

第33表【介護予防普及啓発事業】

(単位：人)

介護予防普及啓発事業		H29	H30	R元
実施回数		4	4	3
参加数	実人数	37	35	101
	延人数	61	107	101

※平成29・30年度は老人クラブに、複数回介入し予防事業を実施。令和元年度は社会福祉協議会及びスターと連携し事業を実施。

第34表【介護予防に関連する健康教育事業】

(単位：人)

介護予防に関連する健康教育		H29	H30	R元
実施回数		34	20	21
参加数	実人数	365	191	175
	延人数	675	319	333

※老人クラブ・グランドペアレンツクッキング・寿大学・地域活動組織などで行った健康教育のうち介護予防に関連する内容で実施したものを計上。

4. 地域リハビリテーション活動支援事業

第35表【地域リハビリテーション活動支援事業】

(単位：人)

実施回数		H29	H30	R元
実施回数		0	5	6
参加数	実人数	0	10	11
	延人数	0	10	12

※平成30年度より、生活機能低下予防に向けて、理学療法士による身体機能評価、リハビリ指導等を実施。

第4章 高齢者保健福祉計画

4-1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送るためには、町民一人ひとりが生涯にわたって健康づくりに取り組む必要があります。

健康な長寿社会の実現のためには、普段からの生活習慣を見直し、予防するための健康教育事業や健康診査の推進充実が必要です。

特に、健康づくりの重要性を認識し、若い世代から適度な運動やバランスの良い食生活に心がけるなどの、取り組みに向けた事業を推進します。

4-2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らし（「本人の選択」が優先される仕組み）を人生の最期まで続けることができることを目的として、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めることとされています。

地域の限りある社会資源を効果的に活用しながら、第8期の計画では第7期計画での地域包括ケア実現のための基本理念、基本目標を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、地域とのつながりを強化し地域全体で支え合う仕組みとなる、地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが求められています。



第8期計画の考え方

本町では急速に少子高齢化が進む情勢の中、令和2年で高齢化率が38.9%、令和7年には43.6%になると見込まれています。これに伴い、独居高齢者・認知症高齢者の

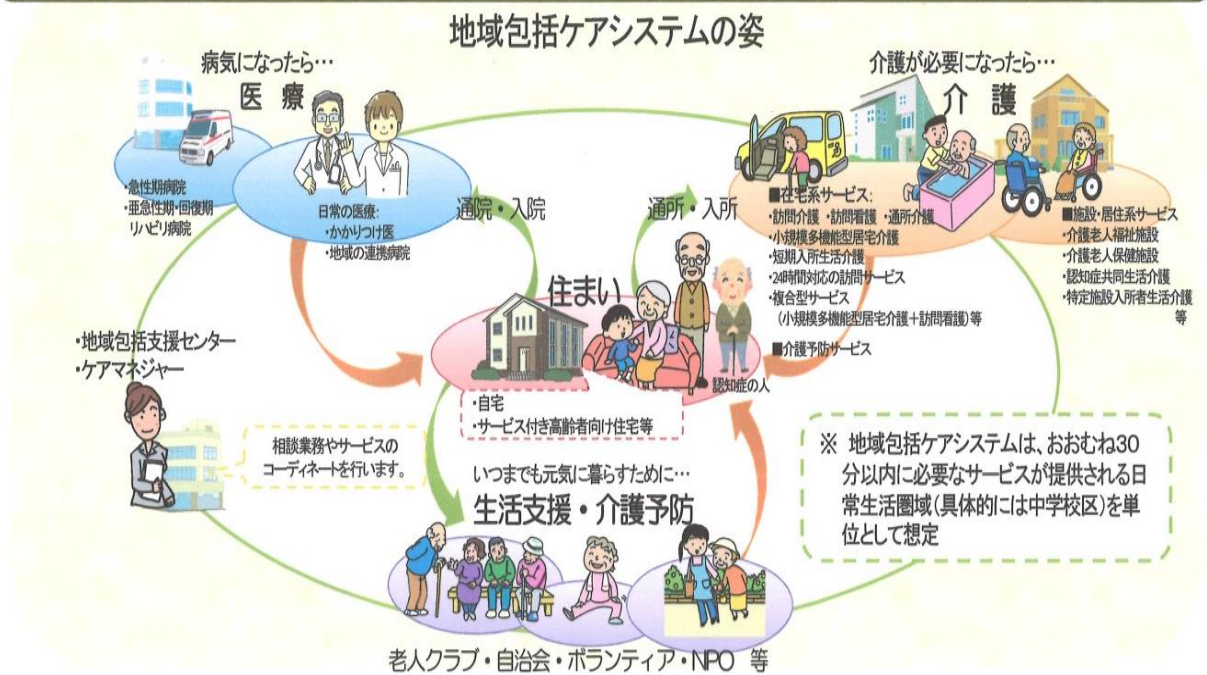
増加も見込まれており、様々な課題が山積しています。

今後、第6期で位置づけがされた「介護予防・日常生活支援総合事業」「認知症対策」「介護と医療の連携」「介護予防と健康づくり」「高齢者居住に係る施策」「生活支援サービスの充実」に重点を置き、取り組みの現状と課題を整理し「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図ります。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



4-3 地域生活支援体制

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、生活支援サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、次の事業を実施します。

1. 軽度生活援助事業

身体的に不安を抱える一人暮らし高齢者が、自立した日常生活の継続が可能となるよう、訪問による健康状態の確認や相談等の軽易な援助を行います。

2. 生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプサービス）

要介護状態への進行を防止するために、居宅に生活管理指導員を派遣し、家事援助、身体介護等の生活支援や指導を行います。

3. 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

要介護状態への進行を防止するとともに、家族介護者の介護負担軽減や虐待高齢者への支援のため、特別養護老人ホームの空きベッドにおいて短期間の宿泊を行い、生活習慣の指導及び体調管理を行います。

4. 外出支援サービス事業（移送サービス）

寝たきり等により、普通車での外出が困難な高齢者の通院等の外出を支援します。

5. 老人日常生活用具給付等事業

高齢者が、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、生活支援用具の給付や貸与を行います。

6. 高齢者等住宅設備改造助成事業

高齢者が、在宅での生活を営む上で必要な住宅改修に対して助成を行います。

7. 緊急通報システム設置事業

在宅の一人暮らし高齢者の、安全確保と精神的な不安を解消するために、急病や事故等の緊急時に迅速に対応できる通報システムを整備します。

8. 福祉路線除雪事業

一人暮らし、又は高齢者夫婦世帯等の冬期間における生活を支援するために、町の除雪車両を使って生活路線の除雪を行います。

9. 介護サービス低所得者対策助成事業

低所得世帯の方が、サービスを利用しやすい条件とするために、介護保険サービスの利用者負担の一部を助成します。

10. 宅配給食サービス事業

一人暮らし高齢者の、在宅生活支援と健康保持を目的として、ボランティアによる給食サービスを行います。

11. 寝たきり高齢者オムツ支給事業

在宅寝たきり高齢者の、介護者に対する支援として紙オムツを支給します。

12. 高齢者あんしんネットワーク会議

関係機関が連携して、高齢者の抱える様々な課題等に対処して、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活を続けられるように、高齢者やその家族の総合的な支援を行なうために、行政や自治会連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉関係事業所、介護保険関係事業所、警察、消防、防犯協会、人権擁護委員を構成団体としたネットワーク会議を開催します。

13. 災害時等高齢者支援事業

災害が発生した場合など、自力での避難、移動が困難な高齢者に対して、要援護者台帳と住宅地図を整備し、関係機関が情報の共有を図ることにより、地域の中で容易に支援が受けられるよう体制を整備します。

14. 高齢者消費者被害対策事業

高齢者あんしんネットワーク会議の専門部会として、消費者被害対策の取り組みを継続的に行い、被害の防止に向けた情報の提供と周知に努め、関係機関の連携により被害の早期発見、早期対応を図ります。

15. 高齢者福祉輸送事業（ふれあいタクシー）

交通不便地域に居住する、高齢者の移動手段を確保するため、予約制のタクシーを運行し、通院や日常生活の支援を行ないます。

16. 介護輸送運賃助成事業

介護保険制度にて通院の際に車両に乗降するため、介助サービスを必要とする利用者に対して、その輸送に係る運賃を助成することで利用者の負担を軽減し、自立した生活を確保するための支援を行ないます。

17. あんしんQRコード事業

常に携帯が可能な情報認識カードを作成することにより、緊急時に自分の情報をいち早く知ってもらい、救急医療や家族への連絡を容易にすることを可能にして、認知症徘徊高齢者をはじめとする、地域高齢者が安全で安心して生活できる見守り体制を確立します。

18. 徘徊高齢者等安心ネットワーク事業

認知症などによる、徘徊のおそれがある高齢者等をあらかじめ登録し、行方不明になった場合に佐呂間町メール配信サービスを活用し、地域の支援を得て早期に発見並びに生命及び身体の安全確保ができるよう、関係機関の連絡体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を行います。

19. 高齢者ハイヤー乗車料金助成事業

85歳以上の方及び自動車運転免許証返納者の方に対し、買い物や通院等の外出支援を図るため、町内営業のハイヤーを利用した場合にハイヤー乗車の基本料金を助成します。

20. 入退院時等交通費助成事業

家族及び親族等から、町外医療機関への送迎等の支援が受けられない、65歳以上の方及び障害者手帳などの交付を受けている方に対し、入退院時及び緊急搬送後の帰宅時に、営業ハイヤー等を利用した場合に交通費の一部を助成することで、利用者の経済的負担を軽減します。

4-4 認知症高齢者等への抜本的な支援対策

1. 認知症高齢者への支援推進

認知症高齢者数については、令和7年度には全国で700万人に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると予想されています。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となり、一人暮らしの認知症高齢者や、本人も介護者も認知症である「認知症世帯」の増加が予想され、認知症施策の重要性も増していきます。平成27年には、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度までを見据えた「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」が打ち出され、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症高齢者等に優しい地域づくり」を推進します。

2. 若年性認知症者への支援

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で約4万人といわれています。若年性認知症の人は、働き盛りの人が発症することも多く、就労や生活費等の経済的問題が大きいことなどから、普及啓発により早期診断・早期対応につなげるとともに、居場所づくりなど若年性認知症の特性に配慮した支援を行ないます。

4-5 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が、いつまでもいきいきと暮らし続けるためには、趣味や生き甲斐を持ち、地域との関わりを持ち続け学習活動に取り組むなど、社会性のある前向きな気持ちを持った生き方を続けることが必要です。

このために、今までの豊かな経験を生かした知識の伝承やボランティア活動など、身近な生活圏域内での活動の場を創出し、高齢者が社会的役割を担うことのできる地域ネットワークづくりを支援していきます。

4-6 高齢者の権利擁護

1. 高齢者虐待対策の推進

(1) 高齢者虐待の予防

介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的、心理的な虐待、介護や世話の放棄・放任などの高齢者虐待が問題になっています。

このため、介護知識や認知症に対する正しい理解にあわせて、介護保険制度の利用促進や介護者の負担軽減制度の周知徹底を図ります。

(2) 早期発見・早期対応

高齢者への虐待は、介護の過重な負担による疲労の蓄積や、男性介護者の介護認識不足などが発生要因としてあげられます。

虐待は、家庭内で発生する事例が多く表面化しにくい特徴がありますが、在宅寝たきり高齢者の的確な把握や実態調査を進め、問題が深刻化する前に介護者や家族への支援を行うために、地域包括支援センターを中心として関係機関及び地域との連携強化を図ります。

2. 成年後見制度等活用の推進

認知症等により、判断能力が減退し福祉サービスの利用や、生活の維持に支援が必要な高齢者が増加しています。

また、親類と疎遠だったり、扶養義務者が存在しない高齢者も増加の傾向にあり、成年後見制度を利用して権利擁護を図るための体制の整備が必要になっています。

このため、成年後見制度利用に向けた体制の整備、申立て対象者の把握や継続的な実態把握を行います。

さらに、低所得者の制度利用を推進するために、費用負担の軽減に向けた支援事業を実施します。

4-7 高齢者福祉施設

高齢者人口の増加にともない、今後も高齢者世帯及び一人暮らし高齢者が増加することが見込まれることから、安全で安心して生活できる居住環境整備を図ります。

第36表【施設等サービスの見込】

施設名	単位	R3	R4	R5
養護老人ホーム	措置者数(人)	3	3	3
軽費老人ホーム (ケアハウス)	利用者数(人)	50	50	50
	箇所数	1	1	1
	定員数(人)	50	50	50
老人福祉センター	箇所数	1	1	1
在宅介護支援センター	箇所数	1	1	1
高齢者福祉住宅	箇所数	2	2	2
有料老人ホーム	箇所数	3	3	3

4－8 災害・感染症に係る体制整備

1. 災害に対する体制整備

在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があることから、平時から災害における支援体制を準備しておくことが重要です。

本町では、「災害時等要援護者」として登録していただき、地震や風水害等の災害が発生した際に、重度の障がい者や一人暮らし高齢者など、自力での避難や移動等が困難な方が地域の中で支援を受けられる体制を整備しています。

2. 感染症に対する体制整備

治療が確立されていない感染症や、人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などに対応した健康管理体制の強化が必要です。

特に高齢者は感染すると重症化しやすいことから、感染症予防に対する相談や情報の提供を行い、医療機関や介護サービス事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備する必要があります。

このため、感染症発生に備え国からの関係通知を基に、平時からの情報交換、連携体制の整備を図り、特に、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策の普及、また自らの発症が疑わしい場合は、感染を広げないように不要な外出を控えるといった、基本的な感染対策の理解促進を図ります。

第5章 介護保険事業計画

5-1 介護保険サービス計画

1. 対象者数の見込

平成30年度から令和2年度までの要介護認定者数、高齢者人口、被保険者数の推移を基礎とし、計画期間中の要介護度人数分布割合（高齢者人口に対する出現率）や被保険者数の推移を予測し、令和3年度から令和5年度の利用者数等のサービス見込量を推計しました。

第37表 【居宅サービス対象利用者数】

(単位：人)

対 象 者 区 分	R 3	R 4	R 5
標準的居宅サービス利用者 (ケアプラン作成)	112	112	111
要 支 援 1	7	7	7
要 支 援 2	8	8	8
要 介 護 1	42	41	40
要 介 護 2	27	27	27
要 介 護 3	9	9	8
要 介 護 4	10	11	12
要 介 護 5	9	9	9
認知症対応型共同生活介護利用者 (グループホーム)	22	22	22
特定施設入居者生活介護利用者 (ケアハウス)	38	38	37
合 計	172	172	170

2. 居宅介護サービスの見込

(1) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護認定を受けた在宅の要介護者等が、介護保険から給付されるサービス等を適切に利用できるような介護サービス計画（ケアプラン）が作成されます。

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所は現在4ヶ所、介護予防支援事業所は地域包括支援センター内に設置しています。

【町内の居宅介護支援・介護予防支援事業所】

- ・佐呂間町指定居宅介護（介護予防）支援事業所
- ・居宅介護支援事業所 夢ふうせんさろま
- ・居宅介護支援事業所 サンガーデンさろま
- ・遠軽地域訪問看護ステーションにじ

第38表【ケアプラン年間作成見込件数 ※下段：月平均見込件数】 (単位：件)

区 分	R 3	R 4	R 5
居 宅 介 護 支 援	97	97	96
	8	8	8
介 護 予 防 支 援	15	15	15
	1	1	1
合 計	112	112	111
	9	9	9

(2) 訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業は、訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問して、調理・洗濯・掃除等の家事や入浴・排泄・食事等の介護を行い、健全で自立した日常生活を送ることができるよう援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

本町では、社会福祉法人、民間事業所及びNPO法人の3か所がサービスを提供しています。

第39表【年間利用見込人数】 (単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	444	432	432

(3) 通所介護

通所介護(デイサービス)は、要介護者等が居宅で自立した日常生活を営めるように、能力に応じ生活機能の維持又は向上をめざして、食事や入浴等の日常生活支援や、生活機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができるサービスです。

本町では、社会福祉法人が実施しています。

第40表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	528	528	504

(4) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護事業は、看護師が要介護者等の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

本町では、遠軽地域訪問看護ステーションが実施しています。

第41表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	228	240	240
介 護 予 防 サ ー ビ ス	60	60	60
合 計	288	300	300

(5) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護事業は、居宅要介護者等が特別養護老人ホームに短期間入所して、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

第42表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	84	84	84
介 護 予 防 サ ー ビ ス	12	12	12
合 計	96	96	96

(6) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、居宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設・介護医療院を一時的に利用し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話をを行います。町内にはサービス提供事業所はありません。

(7) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要介護者等の居宅に、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の指導や健康管理、アドバイス等を行い利用者の療養生活の質の向上を図ります。

本町では、歯科診療所、調剤薬局が実施しています。

第43表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介護サービス	84	84	84
介護予防サービス	0	0	0

(8) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要介護者等の住居において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第44表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介護サービス	12	12	12
介護予防サービス	0	0	0

(9) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅の要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通所し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることで心身の機能の維持回復を図るものです。対象者は症状が安定期にあり、上記施設で診療にもとづき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医が認めた方になります。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第45表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	12	12	12
介 護 予 防 サ ー ビ ス	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、ケアハウス等に入所している要介護者に対し、サービス計画に基づき、当該施設が提供する食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行い施設で能力に応じて、自立した生活をできるようにするものです。

第46表【年間利用見込人数 ※下段：月平均見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	372	372	360
	31	31	30
介 護 予 防 サ ー ビ ス	84	84	84
	7	7	7
合 計	456	456	444
	38	38	37

(1 1) 福祉用具・介護予防福祉用具の貸与

福祉用具・介護予防福祉用具の貸与は、要介護者等に対して日常生活の便宜を図るためや、機能訓練のために歩行杖や車いす等の福祉用具を貸与します。

貸し出しの対象となる福祉用具は次の13種類です。

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品
- ⑤褥そう（床ずれ）予防用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器
- ⑧移動用リフト（吊り具の部分を除く）⑨自動排泄処理装置
- ⑩手すり（工事をとまなわなないもの） ⑪スロープ（工事をとまなわなないもの）
- ⑫歩行器 ⑬歩行補助つえ

(1 2) 福祉用具・介護予防福祉用具の購入費

福祉用具・介護予防福祉用具の購入費は、福祉用具のうち貸与とならない入浴や排泄に要する用具の購入費を支給します。

保険給付の対象となる福祉用具は次の5種類です。

- ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトの吊り具の部分

(1 3) 住宅改修費

住宅改修費は、手すりの取付けや段差の解消など小規模な住宅改修費用を支給します。

保険給付の対象は次の6種類です。

- ①手すりの取付 ②段差の解消
- ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3. 地域密着型サービスの見込

(1) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護状態にある認知症の高齢者が共同生活を営む住居で、食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

本町では、2民間事業所がサービスを提供しています。

第47表【年間利用見込人数 ※下段：月平均見込人数】 (単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	264	264	264
	22	22	22
介 護 予 防 サ ー ビ ス	0	0	0
	0	0	0

(2) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護事業とは、18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）で、食事や入浴等の日常生活支援や生活機能訓練などのサービスを、日帰りで提供する事業です。

平成28年4月1日から、それまで単一の「通所介護」の区分を、利用者定員19人以上の「通所介護に該当する事業所」と、利用者定員18人以下の「地域密着型通所介護の事業所」の2つに区分されました。

また、「通所介護」は利用者の住所に関係なくサービスを受けられるのに対し、「地域密着型通所介護」は原則として、事業所のある市町村に住所のある住民が受けられるサービスです。

第48表【年間利用見込人数】 (単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	204	204	204

(3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅で通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせることでサービスの提供を受けることで、居宅における生活の継続を支援するものです。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第49表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	12	12	12
介 護 予 防 サ ー ビ ス	0	0	0

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者等が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回及び随時通報により、利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の緊急時の対応など、安心して居宅で生活を送るために援助を行うとともに療養生活を支援し心身機能の維持・回復を図ります。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第50表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
介 護 サ ー ビ ス	36	36	36
介 護 予 防 サ ー ビ ス	0	0	0

(5) その他

地域密着型サービスには(1)～(4)の他に、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護といったサービスがありますが、町内では提供する事業者はありません。

4. 施設サービスの見込

平成30年度から令和2年度までの特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院等、各施設の入所状況及び町内施設の空床状況等を勘案のうえ、令和3年度から令和5年度までの施設入所者数を推計しました。

第51表【年間入所者見込 ※下段：月平均入所者見込】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
施設サービス計	828	828	828
	69	69	69
介護老人福祉施設	696	696	696
	58	58	58
介護老人保健施設	108	108	108
	9	9	9
介護療養型医療施設 介護医療院	24	24	24
	2	2	2
65歳以上人口 (第1号被保険者数)	1,964	1,937	1,910
施設サービス利用率	3.51%	3.56%	3.61%

5-2 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業で構成します。

介護保険給付・地域支援事業の全体像



1. 介護予防・日常生活支援総合事業

1) 介護予防・生活支援サービス

介護予防は、高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的として行うもので、特に生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要になり、高齢者の心身機能の改善だけをめざすのではなく、日常生活の活動を高め、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。

(1) 訪問型サービス

訪問型サービスは、従前の介護予防訪問介護に相当するものです。

訪問介護員（ホームヘルパー）等が事業対象者の居宅を訪問して、調理・洗濯・掃除等の家事や入浴・排泄・食事等の介護を行い、健全で自立した日常生活を送ることができるよう援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

第52表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
訪 問 型 サ ー ビ ス	228	228	228

(2) 通所型サービス

通所型サービスは、従前の介護予防通所介護に相当するものです。

事業対象者が居宅で自立した日常生活を営めるように、能力に応じ生活機能の維持又は向上をめざして、食事や入浴等の日常生活支援や、生活機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができるものです。

第53表【年間利用見込人数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5
通 所 型 サ ー ビ ス	384	384	384

(3) 介護予防ケアマネジメント

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様に地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。

第54表【ケアプラン年間作成見込件数 ※下段：月平均見込件数】 (単位：件)

区 分	R 3	R 4	R 5
ケアマネジメントサービス	108	108	108
	9	9	9

2) 一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

高齢者の健康寿命をのばし、生活の質を上げていくためには、健康づくりと介護予防を地域で総合的に展開していく必要があります、身体的な面だけでなく精神面・社会面においても活動性を維持・向上させることが大切です。

そのため、健康づくりや生きがいがづくりに関する関係機関との連携をはかり、介護予防の必要性について健康教育や教室を開催する等、知識の普及啓発に努めます。そして運動機能や口腔機能の低下、低栄養は要介護状態につながる重要な要因です。そのため、これらのプログラムを複合的に行うことで、より効果的に生活介護予防への意識づけを行い、対処する方法を学び、取り組む気持ちをもつことができるよう相談や指導を行います。また、通所により他の参加者との交流を通じて、健康への影響要因である人と人との絆やコミュニティの大切さを再確認する機会とします。

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防を地域全体ですすめていくためには、地域において介護予防に向けた自発的な活動が広く実施され、自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを主体的に実施していくことが大切です。

社会活動や役割をもつことは健康感や生きがいに寄与し、活動性の維持・向上につながるため、ボランティア等の人材育成のための研修や健康教育を実施し、地域活動組織の育成支援に努めます。

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議などの介護予防の取組を総合的に支援します。

2. 包括的支援事業

1) 地域包括支援センターの運営

高齢化が進展する中で、介護を必要とする高齢者が増加しており、いつまでも住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるため、生活上のさまざまな課題を総合的に支援する体制の機能強化が求められています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して自立した暮らしを続けるために、地域包括支援センターを拠点として健康や福祉、介護などに関する相談業務や情報提供、介護予防プランの作成などをはじめとする、多様な支援を継続的かつ包括的に提供していきます。

また、介護保険運営協議会を通じて、地域包括支援センターの運営状況の確認、支援結果等について協議を行うとともに、本町における地域ケアシステムのあり方について、具体的な施策を展開していきます。

(配置スタッフ：原則として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種)



(1) 総合相談

高齢者や、その家族の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活など、総合的な相談を受け、問題に応じた適切なサービスや関係機関、各種制度の利用につなげます。特に、85歳以上の独居及び夫婦世帯に対する相談支援体制の整備を図ります。

◇相談支援

◇実態把握・情報収集

(2) 介護予防の推進

要介護状態になることをできるだけ予防するために、本人や家族ができることを支持し、対象者の状態に応じて適切に介護保険サービスや、地域資源等の活用ができるよう支援を行います。

◇要支援認定者へのケアマネジメント

◇総合事業対象者へのケアマネジメント

(3) 地域ケアの推進

地域の関係機関等との連携を通じて、要介護者を支援するためのケアマネージャーの後方支援を行います。また、高齢者あんしんネットワーク会議の体制強化を図ります。

◇地域ケア推進のための会議

◇地域のケアマネージャーなどの支援

◇高齢者あんしんネットワークの体制強化

(4) 認知症ケアの推進

認知症に対する理解を深め、認知症予防への知識の普及を図るとともに、早期対応・早期発見や家族等介護者を援助できる体制を強化します。

◇認知症高齢者の理解

◇地域見守り体制の強化

(5) 権利擁護事業の推進

判断能力の不十分な認知症高齢者や、介護が必要な高齢者等が、人権を損なわれることなく安心して暮らせるよう、権利擁護制度の周知・啓もうを行うとともに必要な支援を行います。

◇消費者被害の防止

◇高齢者虐待への対応

◇成年後見制度の利用支援

2) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括システムの構築をめざす取り組みの一環として、住民が安心して自宅で暮らすことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療職・介護職等の多職種が医療・介護提供体制のあるべき姿や進め方を協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策を推進します。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目の無い在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

3) 認知症施策の推進

今後も、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の人やその家族等への早期の適切な支援が重要となってきます。

また、認知症を発症すると本人や介護者は精神的・身体的に負担が大きくなりますが、発症後も安心して生活できる地域をめざして取り組みを進めます。

①認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族等に早期に関わることを目的に、地域包括支援センター内に「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。

早期発見・早期対応により、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職と認知症サポート医が連携し自立した生活のサポートを行います。

②認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族等が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けることができるよう、在宅介護支援センターに配置されている「認知症地域支援推進員」が中心となって、認知症に関する医療・介護等の連携強化、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上を図るための取り組みを行います。

③「チームオレンジ」の活動支援

認知症になっても、安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、令和7年までの間に「チームオレンジ」を整備する目標が掲げられました。

このために、認知症サポーター養成促進事業として、「認知症の人やその家族への支援」と「認知症サポーターを中心とした支援」をつなぎ、生活関連企業や各専門機関との連携を整え、早期から継続して支援できるように「チームオレンジ」の整備に向けた取り組みを進めていきます。

4) 生活支援サービスの体制整備

高齢者の、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び社会参加の推進を一体的に取り組むため、高齢者あんしんネットワーク会議が生活支援体制協議体の役割を担うこととし、また生活支援コーディネーターは社会福祉協議会に配置しています。

今後も、社会福祉協議会やボランティア団体などとの協働により介護予防教室の開催や互助における生活支援の仕組みづくりなど地域全体で高齢者を支える新たな体制づくりを進めていきます。

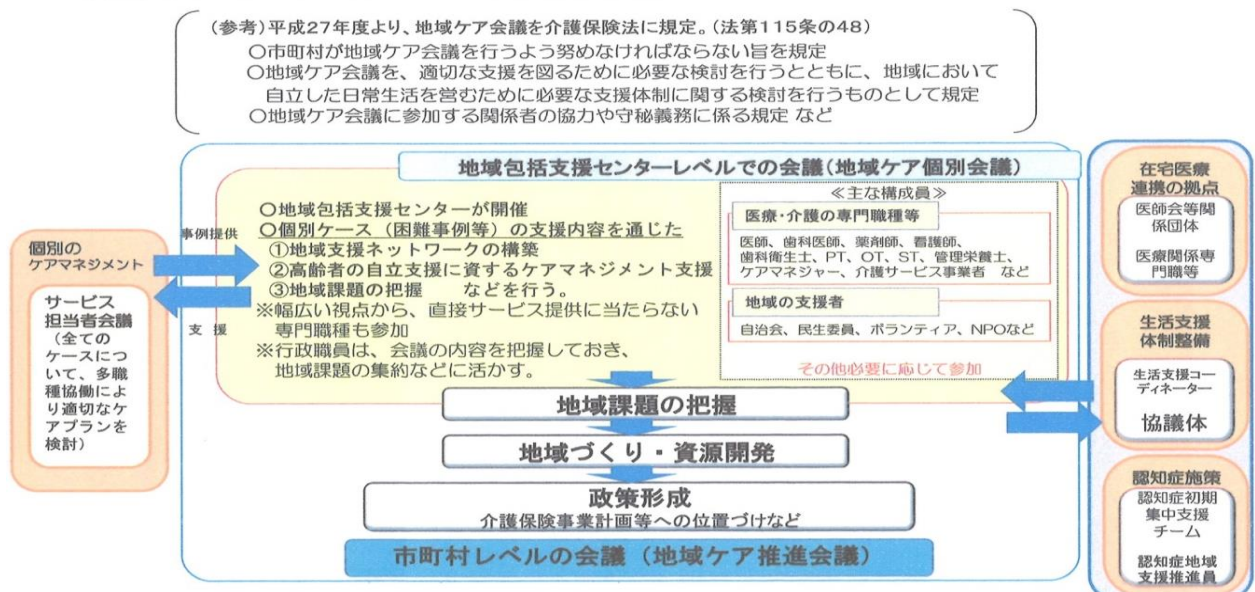
5) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアの構築には、高齢者の実態を把握し、そこから地域課題を抽出し解決していく地域ケア会議が重要となってきます。法制化により地域ケア会議には「個別課題の解決」「地域ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」の5つの機能が求められています。

今後も、定期的に会議を開催し、支援困難ケース等に対する支援方法の検討、また、自立支援、介護予防の観点から、高齢者の「QOL」の向上、適切なサービスの提供につなげられるよう、「自立支援型地域ケア個別会議」を行っていきます。

地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。
※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上



3. 任意事業

1) 介護給付費適正化事業

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められており、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付適正化事業は、保険者である町が国民健康保険団体連合会などの関係機関と連携しながら、計画的に介護給付の適正化に取り組む事業です。

①要支援・要介護認定の適正化

要介護認定申請を出された方に対し、公正・公平な介護認定がされるよう、遠軽地区介護認定審査会が運営適正化の研修を行い、認定の適正化を行っております。

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した、居宅介護（介護予防）サービス計画の記載内容について、町職員等の第三者による点検を行うことにより、受給者の状態に適合しないサービス提供を改善するものです。

③住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与に関する、利用者における必要性や利用状況の調査及び、住宅改修については改修前後の確認により、利用者の身体状況に適切な改修となっているか等の点検を実施しています。

④医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに、提供されたサービスの整合性の点検を行い、請求内容の誤りを発見することや、医療の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

国保連合会に委託して実施しており、提供される一覧表を確認しております。

⑤介護給付費通知

保険者から受給者本人(家族を含む)に対し、事業者からの請求に基づく介護サービスの利用状況を通知するものです。受給者に対して適切なサービス利用と提供について改めて確認を求めるとともに、適正な請求に向けた抑制効果が期待されます。

半年ごと、年間2回の通知を実施しています。

2) 家族介護支援事業

①家族介護教室

要介護高齢者等を介護する家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用が習得できる教室などを開催します。

②認知症高齢者見守り事業

認知症に関する理解を深めるための講座や講演会の開催及び徘徊高齢者等を早期に発見するネットワークなどにより、地域が主体となって認知症高齢者やその家族を支援する体制づくりを進めます。

③家族介護継続支援事業

寝たきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族等を対象とし、健康などの各種相談の実施により疾病予防、病気の早期発見に努めます。

3) その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者等が、人権を損なわれることなく安心して生活ができるよう制度の周知を行うとともに、低所得者の制度利用を推進するために、費用負担の軽減に向けた支援事業を実施します。

②福祉用具、住宅改修支援事業

居宅介護支援を利用していない、要介護者等の住宅改修に関して相談、助言、情報提供を行い、住宅改修費の支給申請に必要な理由書を作成した事業者に対し経費の助成を行います。

③認知症サポーター等養成事業

認知症に関する正しい知識の普及により認知症への理解の促進を図るため、認知症サポーター等の養成を行います。

④地域自立生活支援事業

高齢者が住みなれた地域で自立した生活が継続できるよう、次の事業を推進します。

- ・安心ハウス居住者への生活相談等の実施
- ・社会福祉法人等が実施する配食サービス等を活用した安否確認
- ・家庭内の事故等の通報に24時間対応できる体制の整備

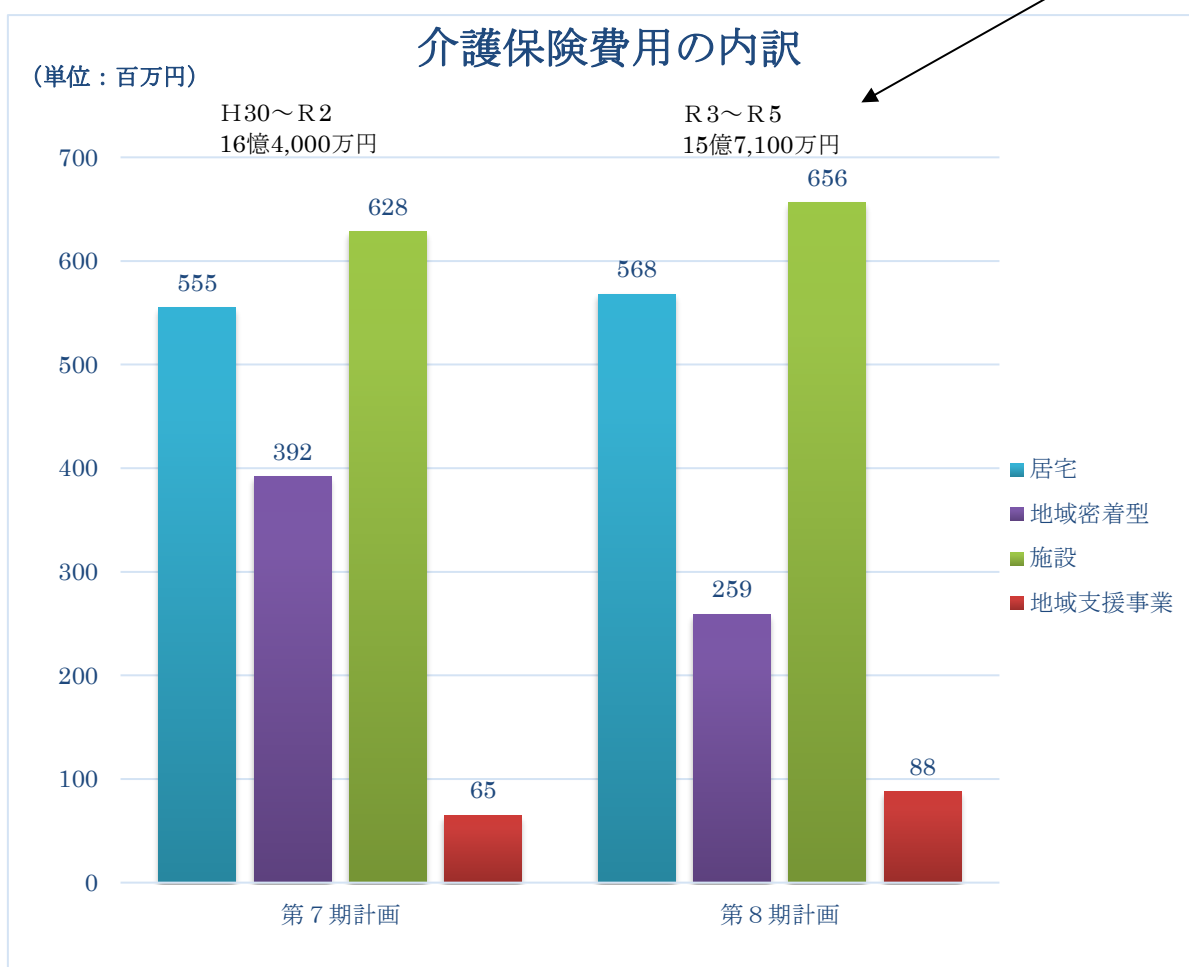
第6章 介護保険費用の算定

6-1 介護保険費用の推計

第55表【介護保険費用等の見込み】

(単位：千円)

区 分		R 3	R 4	R 5	第 8 期計
居宅等介護・介護予防給付費	A	276,527	276,531	274,014	827,072
施設等介護給付費	B	219,948	218,120	218,221	656,289
標準給付額計 (A + B)	C	496,475	494,651	492,235	1,483,361
地域支援事業	D	29,279	29,278	29,278	87,835
費用合計 (C + D)	E	525,754	523,929	521,513	1,571,196



第56表【介護・介護予防給付の内訳】

(単位：千円)

給付の内訳			R 3	R 4	R 5	第8期計	
居宅等	介護給付	在宅サービス	訪問介護	40,032	39,409	39,997	119,438
			訪問看護	7,189	7,786	7,786	22,761
			訪問リハビリテーション	36	36	36	108
			居宅療養管理指導	541	541	541	1,623
			通所介護	20,551	20,448	19,400	60,399
			通所リハビリテーション	109	109	109	327
			短期入所生活介護	6,837	6,753	6,773	20,363
			福祉用具貸与	8,459	8,657	8,688	25,804
			福祉用具購入費	993	993	993	2,979
			住宅改修費	1,879	1,879	1,879	5,637
			特定施設入居者生活介護	68,200	68,238	66,237	202,675
	付	地域密着型サービス	居宅介護支援	15,884	15,931	15,782	47,597
			認知症対応型共同生活介護	69,560	69,598	69,598	208,756
			地域密着型通所介護	13,416	13,423	13,423	40,262
			小規模多機能型居宅介護	1,874	1,875	1,875	5,624
	介護予防給付	サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,398	1,399	1,399	4,196
			介護予防訪問看護	1,291	1,292	1,292	3,875
			介護予防短期入所生活介護	67	67	67	201
			介護予防福祉用具貸与	1,221	1,221	1,221	3,663
			介護予防福祉用具購入費	259	259	259	777
			介護予防住宅改修費	1,382	1,382	1,382	4,146
			介護予防特定施設入居者生活介護	6,028	6,031	6,031	18,090
	介護予防支援	825	826	826	2,477		
高額介護サービス費			7,817	7,708	7,747	23,272	
高額医療合算介護サービス費			356	351	353	1,060	
審査支払手数料			323	319	320	962	
居宅等計 A			276,527	276,531	274,014	827,072	
施設等	施設サービス	介護老人福祉施設	157,923	158,010	158,010	473,943	
		介護老人保健施設	30,755	30,772	30,772	92,299	
		介護医療院	9,479	9,484	9,484	28,447	
	特定入所者介護サービス費等			21,791	19,854	19,955	61,600
施設等計 B			219,948	218,120	218,221	656,289	
合計 (標準給付額) C			496,475	494,651	492,235	1,483,361	

6-2 第1号保険料の算定

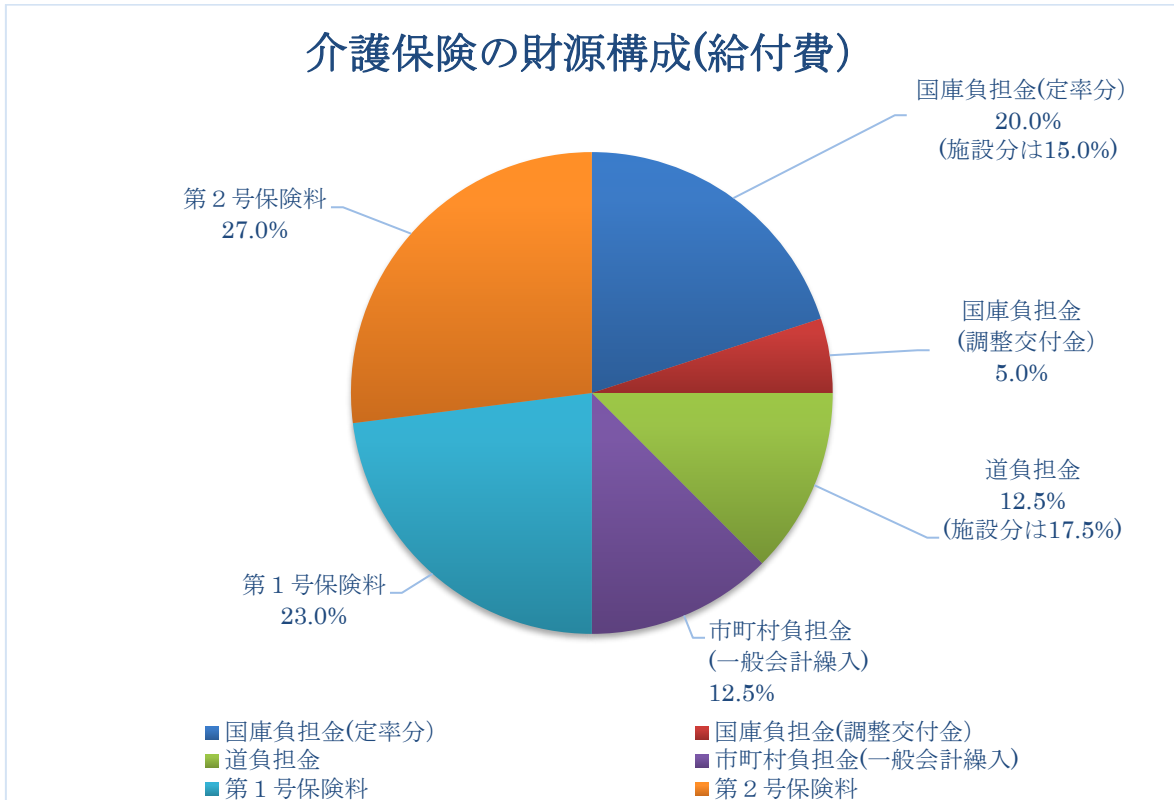
1. 第1号被保険者数及び所得段階別加入割合

第57表【第1号被保険者の所得段階別加入割合及び被保険者数】

(単位：人)

区 分	R 3	R 4	R 5	第8期計
第1号被保険者数	1,964	1,937	1,910	5,811
前期（65～74歳）	851	811	770	2,432
後期（75～84歳）	670	683	694	2,047
後期（85歳以上）	443	443	446	1,332
所得段階別加入割合				
第1段階	15.2%	15.2%	15.2%	
第2段階	15.3%	15.3%	15.3%	
第3段階	11.8%	11.8%	11.8%	
第4段階	7.8%	7.9%	7.9%	
第5段階	13.9%	13.8%	13.8%	
第6段階	15.2%	15.2%	15.2%	
第7段階	9.5%	9.5%	9.5%	
第8段階	4.6%	4.6%	4.6%	
第9段階	6.7%	6.7%	6.7%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	
所得段階別被保険者数				
第1段階	298	294	290	882
第2段階	301	297	293	891
第3段階	231	228	225	684
第4段階	154	152	150	456
第5段階	272	268	264	804
第6段階	299	295	291	885
第7段階	187	184	181	552
第8段階	90	89	88	267
第9段階	132	130	128	390
計	1,964	1,937	1,910	5,811
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	1,879	1,852	1,826	5,557

【第8期（R3～R5）介護保険料財源構成】



2. 調整交付金見込額

第58表【調整交付金見込額】

(単位：千円)

区 分	R 3	R 4	R 5	第8期計
標準給付費 C	496,475	494,651	492,235	1,483,361
地域支援事業 D	29,279	29,278	29,278	87,835
介護予防・日常生活支援総合事業 F	15,785	15,784	15,784	47,353
包括的支援事業・任意事業 G	13,494	13,494	13,494	40,482
(C + D) × 23% H	120,923	120,504	119,948	361,375
(C + D) × 5% I	25,613	25,522	25,401	76,536
第1号被保険者負担分及び調整交付金合計額相当額 (H + I) J	146,536	146,026	145,349	437,911
調整交付金見込交付割合 K	8.64%	8.48%	8.42%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8616	0.8688	0.8717	
所得段階別加入割合補正係数	0.9768	0.9768	0.9767	
調整交付金見込額 (C + F) × K L	44,259	43,285	42,775	130,319

3. 介護給付準備基金の取り崩し

第59表【介護給付準備基金保有額の状況】

(単位：千円)

令和2年度末現在保有額	第8期取り崩し額 N	令和5年度保有額見込み
34,981	10,000	24,981

4. 第1号被保険者保険料の算定

第60表【介護保険第1号被保険者保険料】

(単位：円)

区 分	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)
第1号被保険者負担分及び 調整交付金相当額 J	455,966,000	437,911,000
調整交付金見込額 L	130,313,000	130,319,000
保険者機能強化推進交付金等 M	0	3,000,000
介護給付準備金取り崩し額 N	26,374,000	10,000,000
第1号被保険者保険料 (J-L-M-N) O	299,279,000	294,592,000
予定保険料収納率 P	99.0%	99.0%
保険料収納必要額 (O/P) Q	302,302,000	297,568,000
補正後被保険者数 R	5,598人	5,557人
一人平均保険料 (Q/R) S	54,000	54,000
月額一人平均保険料 (S/12ヶ月) T	4,500	4,500

5. 第1号被保険者所得段階別保険料

第61表【第8期 基準額等】

区 分		基 準 保 険 料	負 担 割 合	年 額 保 険 料	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金、生活保護の受給者等 ・町民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 	基準月額 4,500円	保険料軽減後		
			基準額 ×0.3	16,200円	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方 		保険料軽減後		
			基準額 ×0.375	20,300円	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯で第1段階及び第2段階に該当しない方 		保険料軽減後		
			基準額 ×0.7	37,800円	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税課税世帯で本人は町民税非課税の方 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 		基準年額 4,500円	基準額 ×0.875	47,200円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税課税世帯で本人は町民税非課税の方 第4段階に該当しない方 		× 12ヶ月	基準額 ×1.0	54,000円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方 		54,000円	基準額 ×1.2	64,800円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上～ <u>210万円未満の方</u> 		基準額 ×1.3	70,200円	
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上～ <u>320万円未満の方</u> 		基準額 ×1.5	81,000円	
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が<u>320万円以上の方</u> 		基準額 ×1.7	91,800円	

※所得の少ない第1段階から第3段階の被保険者について保険料軽減措置を実施している。

6-3 介護保険の費用負担内訳

第6-2表【介護保険費用負担内訳】

(単位:千円)

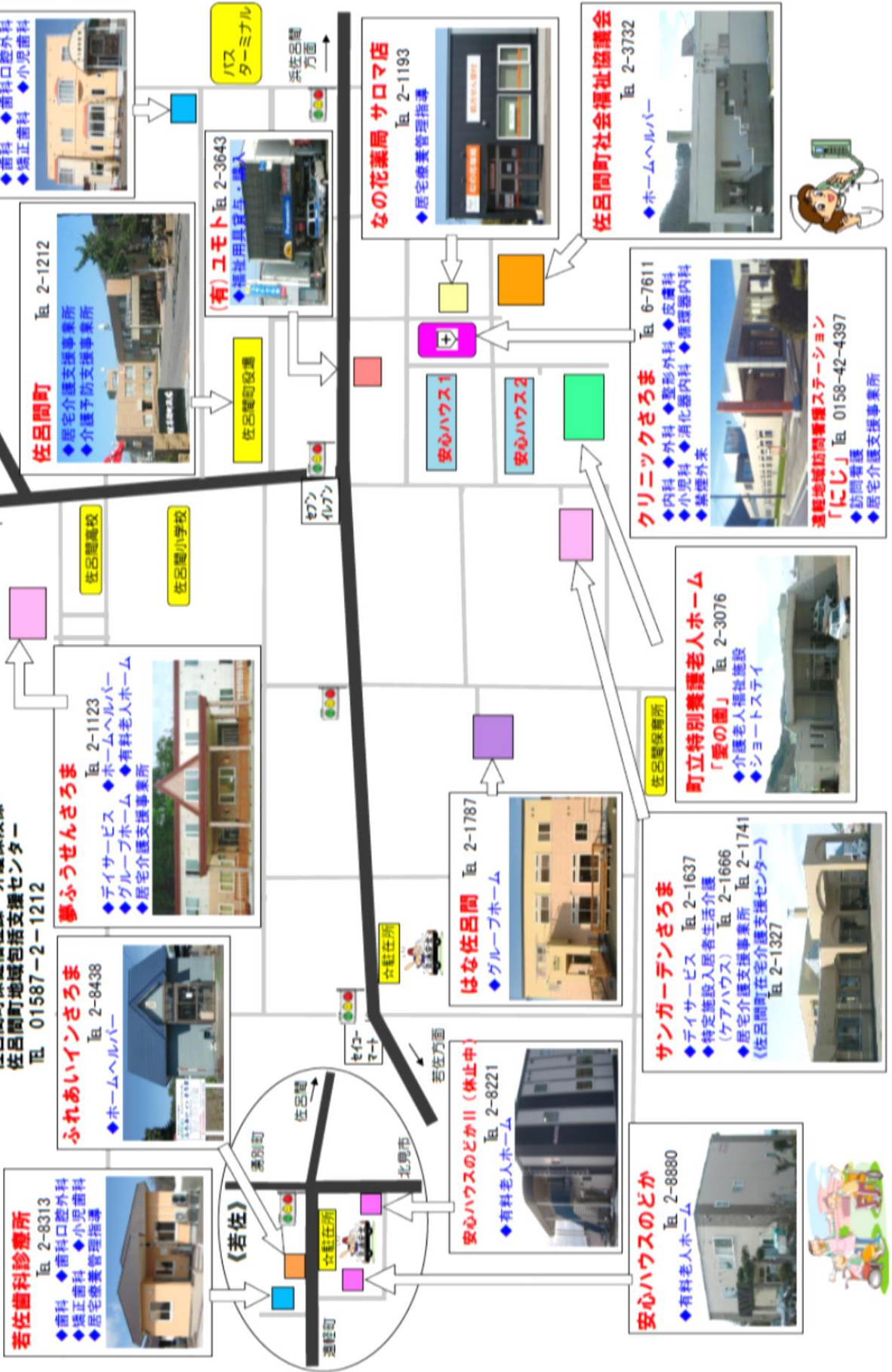
区 分		R 3	R 4	R 5	第 8 期計		
費用合計 (歳出) E		525,754	523,929	521,513	1,571,196		
介護給付費	第 1 号 保 険 料 23.00%	98,198	98,197	98,197	294,592		
	国 の 負 担 金	居 宅 等 分 20.00%	55,305	55,306	54,803	165,414	
		施 設 分 15.00%	32,992	32,718	32,733	98,443	
		国 の 調 整 交 付 金	42,895	41,946	41,446	126,287	
	道 の 負 担 金	居 宅 等 分 12.50%	34,566	34,566	34,252	103,384	
		施 設 分 17.50%	38,491	38,171	38,189	114,851	
		町 の 負 担 金 12.50%	62,059	61,831	61,529	185,419	
	介 護 給 付 費 交 付 金 (第 2 号 被 保 険 料) 27.00%	134,048	133,556	132,903	400,507		
	地域支援事業費	国 の 負 担 金	介 護 予 防 ・ 総 合 事 業 20.00%	3,157	3,157	3,157	9,471
			包 括 的 ・ 任 意 事 業 38.50%	5,195	5,195	5,195	15,585
国 の 調 整 交 付 金 (総 合 事 業)			1,364	1,339	1,329	4,032	
保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金 等 (国)		1,000	1,000	1,000	3,000		
道 の 負 担 金		介 護 予 防 ・ 総 合 事 業 12.50%	1,973	1,973	1,973	5,919	
		包 括 的 ・ 任 意 事 業 19.25%	2,598	2,598	2,598	7,794	
		町 の 負 担 金	4,571	4,571	4,571	13,713	
介 護 予 防 事 業 12.50%		1,973	1,973	1,973	5,919		
		包 括 的 ・ 任 意 事 業 19.25%	2,598	2,598	2,598	7,794	
		介 護 給 付 費 交 付 金 (第 2 号 被 保 険 料) 27.00%	4,262	4,262	4,262	12,786	
介 護 給 付 準 備 基 金 繰 入 金	3,080	3,543	3,376	9,999			
負 担 金 等 合 計 (歳 入)		525,754	523,929	521,513	1,571,196		

介護保険の費用負担の比較



佐呂間町 医療 & 介護マップ

佐呂間町保健福祉課 介護保険係
佐呂間町地域包括支援センター
TEL 01587-2-1212





第8期佐呂間町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

作成 令和3年3月
編集 佐呂間町保健福祉課
住所 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
電話 01587-2-1212